

9. 城山台地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
城山台地区	<p>(1) 工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する菓子の製造をするものを除く。）を除く。）</p> <p>(2) ポーリング場、スケート場又は水泳場</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(7) カラオケボックス</p> <p>(8) 前各号に類するもの</p>

別表第5. 敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
城山台地区	160 平方メートル

別表第6. 壁面の位置の制限（第8条関係）

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
城山台地区	1 メートル	<p>(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの</p> <p>(2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第7. 高さの最高限度（第9条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
城山台地区	20 メートル

別表第9. 屋根の形状の制限（第11条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状
城山台地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根

別表第 10 . への構造の制限 (第 12 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへの構造
城山台地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの